平成２３年（フ）第６９号
山形県鶴岡市大西町30番40号
債務者　髙橋　　亮
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第４２０号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜53番地
債務者　清水　孝弘
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６００号
神奈川県伊勢原市高森５丁目６番406号
債務者　伊波　　亨
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６０４号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目13番１―409号
債務者　渡邉　敦子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６２４号
神奈川県小田原市飯泉869番地３
債務者　川口　和江
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６２６号
神奈川県足柄上郡開成町中之名145番地１
セトルフローラＢ202
債務者　豊村　京子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６４５号
神奈川県厚木市棚沢255番地13　ＤＵＰＬＥＸ　ＴＡＮＡＺＡＷＡ　Ｉ―106
債務者　梶山　幸子（旧姓矢﨑・佐々木）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６５５号
神奈川県秦野市本町３丁目13番３の503
債務者　柏木　節子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６６０号
神奈川県伊勢原市東大竹713番地の16　ハイツハーモニー３号
債務者　石田　忠幸
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６６２号
神奈川県小田原市米神245番地
債務者　髙橋　　光
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６６３号
神奈川県小田原市米神245番地
債務者　髙橋　亮子（旧姓三川）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２４３５号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字砂畑32番地１
債務者　竹内　春樹
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１１号
堺市堺区市之町東５丁１番３号
債務者　山之内信義
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７１２号
堺市堺区市之町東５丁１番３号
債務者　山之内信子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０６２号
堺市東区西野558番地12、前住所堺市南区高倉台３丁１番16―104号
債務者　青野　雅司
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１４５号
堺市北区中長尾町３丁３番24号
債務者　ユタカ設備機器こと　水舎　　豊
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１４６号
堺市北区中長尾町３丁３番24号
債務者　水舎美代子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１６０号
大阪府南河内郡太子町大字山田561番地の８
債務者　松永　雅利
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係